

清田区民センター移転建替えに関する
サウンディング型市場調査

実施要領

令和5年（2023年）6月

まちづくり政策局 政策推進課

市民文化局 区政課

1 本調査の目的

本市では、平成 28 年に策定した「第 2 次札幌市都市計画マスタープラン」において、市内 17 か所に位置付けている地域交流拠点のうち「清田」を先行的に取り組む拠点の一つとして掲げ、その拠点性を高めるため、短期的には公共交通サービスの利便性向上に努めるとともに、将来的には拠点機能向上のための効果的な取組を展開していくこととしています。

これを受け、令和 3 年 2 月に策定した「地域交流拠点清田の拠点機能向上に向けた官民連携によるまちづくりの基本的な考え方」においては、今後の取組として、清田区役所周辺における恒常的なにぎわいや交流の創出に向けた市民交流広場の機能拡充などの検討とともに、区民センターの将来的な建替えに向けては、札幌市市有建築物の配置基本方針に基づき、区役所周辺への移転を原則として検討することとしています。

以上のことを踏まえ、この度、清田区民センターの区役所周辺への移転および市民交流広場の機能拡充（再整備）について、官民連携手法（PPP/PFI）と、民間活力の導入に関する市場ニーズ等を把握するために、「サウンディング型市場調査※」を実施いたします。

※サウンディング型市場調査とは、市有地等の活用検討段階で、民間事業者の皆さまから広くご意見・ご提案をいただく「対話」を通して、事業の実現性等を把握する調査です。

2 調査対象地の基礎情報

別添の「インフォメーションパッケージ」をご参照ください。

3 参加対象及び調査方法

(1) 参加対象

延床面積 3,000 m²以上の開発実績を有し、下記①～⑧に該当しない法人又は法人グループ
※グループの場合、構成員のうち少なくとも 1 社以上が開発実績を有する必要があります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する場合② 令和 3 年 3 月 24 日～令和 3 年 4 月 30 日の間に札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている場合③ 会社更生法による更生手続開始の申立て又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている（手続開始決定後の者は除く。）等、経営状態が著しく不健全な場合④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその他の反社会的団体である場合もしくはそれらの構成員が行う活動への関与が認められる場合⑤ 市税等を滞納している場合⑥ 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している場合⑦ 役員等に、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者がいる場合⑧ 破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている場合 |
|---|

(2) 調査方法

別紙1「調査票」の項目を中心に、本市職員と対話を実施します。

※すべての項目に対して回答することを参加条件とするものではありません。

4 スケジュール及び手続きの流れ

(1) 参加申し込み

本調査への参加を希望される場合は、別紙2「エントリーシート」に必要事項を記入し、提出先へEメールにてお送りください。

○ 申込受付期間

令和5年6月9日（金）～令和5年6月30日（金）

○ 提出先

「7 提出先・問い合わせ先」のとおり

(2) 対話実施日時及び場所の決定

参加申し込み後概ね1週間以内に札幌市からご担当の方に連絡し、対話実施日時及び場所を決定します。ご希望の日時に沿えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 調査票の提出

対話実施日の概ね3日前（土日祝を除く）までに別紙1「調査票」をEメールにてご提出ください。

○ 提出先

「7 提出先・問い合わせ先」のとおり

(4) 対話の実施

○ 実施期間

令和5年6月23日（金）～令和5年7月14日（金）（土日祝を除く）

○ 所要時間

30分～1時間程度

○ その他

- ・参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に実施します。
- ・WEB会議システムを活用した対話も可能です。
- ・対話実施にあたり、補足説明資料等を提出していただくことも可能です。（様式自由）

(5) 結果の公表

本調査の実施結果について、概要の公表を予定しています。参加事業者の名称は公表せず、参加事業者のアイデア及びノウハウの保護に配慮し、公表にあたっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。(令和5年7月末頃 公表予定)

5 留意事項

(1) 本調査参加事業者の取り扱い

本調査の実施結果について、今後、事業者の公募・選定条件の検討等において参考とさせていただきますが、本調査への参加実績を、事業者の公募・選定等を行うことになった場合の評価対象とはいたしません。

(2) 費用負担

本調査参加に係る費用は、各事業者の負担とします。

(3) 追加調査

本調査終了後も、必要に応じて追加ヒアリング等を実施させていただくことがあります。

6 参考資料

- (1) 地域交流拠点清田の拠点機能向上に向けた官民連携によるまちづくりの基本的な考え方
<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/machidukuri/kyoten-kiyota/documents/kiyota-kihon-full.pdf>

7 提出先・問い合わせ先

エントリーシート・調査票の提出、お問い合わせは以下までお願いします。

札幌市まちづくり政策局政策企画部政策推進課（札幌市役所本庁舎5階南） 担当：道見、廣瀬 Eメール： seisaku.suishin@city.sapporo.jp TEL：011-211-2139
--